

1. 会合名	持株制度に関するワーキング・グループ（第15回）
2. 日時	平成27年9月4日（金）13:00～15:00
3. 議案	○ 番号法導入後の持株会における告知等の取扱いについて
4. 主な内容	<p>冒頭、事務局より、ワーキング・メンバー会社から、番号法導入後に、持株会において税法上の告知で求められる個人番号等の取扱いや法定調書への個人番号等の記載について、当局に確認のうえ、業界統一の指針を策定されたいとの要望があった旨の説明があった。</p> <p>これを受け、本会合において議論した結果、業界統一の事務フローの構築及び個人番号の取扱いについて当局に照会することについて意見の一致をみた。</p> <p>【主な意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法施行を踏まえた持株会の実務対応・事務フローについて、各社各様の対応を行うのではなく、業界共通の実務対応・事務フローを構築することが望ましく、当該実務対応等の構築のためにも当局への照会も行うべき。 ・当局への照会は必要なことではあるが、時間的制約があるので、必要な事項のみを照会することでよいだろう。 ・当局への照会内容となる実務対応・事務フローに対応するには一定期間を要することとなるため、システム対応等の準備期間・猶予をいただけるようお願いして欲しい。 → その場合、システム対応に必要な準備期間については、ざっくりしたものではなく、精緻なものとして当局に伝える必要があるので、検証をいただきたい。 ・「加入者名義での売委託による譲渡」については現状の実務で行っていないので、照会の対象に含めることは不要である。 ・株式等の譲渡対価の受領者の告知は持株会に対して行う事務フローを前提とすることでよい。 ・株式等の譲渡対価の受領者の告知に関して、持株会については、みなし告知に関する税法上の規定がない以上、みなし告知の適用を前提としない照会となることで問題はない。 ・そもそも、端株の譲渡に関する告知を不要とする整理（端株の譲渡は譲渡とみなさない、寄付する等）も考えられるのではないかと。 → 番号法の施行時期を考えると時間的制約があるので、真に必要な事項のみを当局に照会することすべきであり、かつ、本件は過去にも議論した際に長期的対応として整理されており検討に時間を要するため、今回の照会では対象に含めるべきではないと考える。 ・持株会による「名義人受領の譲渡の対価の調書」の所轄税務署への提出について、原則（年間一括）又は特例方式（都度）かは、選択し得るようにしてほしい。 ・「名義人受領の譲渡の対価の調書」の提出先を事務受託証券会社の所轄税務署とすることについても可能とならないかと。 → 税法上極めてハードルが高いと思われるため、照会対象に含めるべきではないと考える。

	<p>・株式等の譲渡対価の受領者の告知について、持株会に対して行う事務フローに関しては、番号法や番号法ガイドライン上の問題は生じないのか。 → 問題ないとする。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
5. その他	<p>特になし</p> <p>※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。</p>
6. 本件に関する問合せ先	<p>自主規制本部 エクイティ市場部（03-3667-8647）</p>